

労働雇用部門会議の設置目的

現在、雇用情勢は、失業率が3%を下回り、有効求人倍率がバブル期を上回るなど改善傾向が続いており、今後もしばらくはこの傾向が続く見込みである。東大阪市においても、その傾向は見られ、モノづくり企業をはじめとする市内企業においては、人材不足や後継者問題等の課題を抱えている。

また、予想される本市の人口減少問題に対応するためには、市内や本市周辺に数多くある大学の学生や、定住が見込める子育て世代の女性の市内企業への就職を支援し、ひいては市内定住にもつないで行くことが重要であると考えられる。

このことから、求職者の就労支援と市内のモノづくり企業をはじめとする企業の人材確保の両方の観点から、現在の施策の課題や今後の施策のあり方を検討するため、専門的知見を有する方々から構成される労働雇用部門会議を設置することとなったもの。

東大阪市中小企業振興条例（抜粋）

（振興会議）

第10条 本市に、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。

）を置く。

2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。

3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 （略）

東大阪市中企業振興条例施行規則（抜粋）

（部会）

第6条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6～7（略）

労働雇用部門会議の開催スケジュール

平成30年10月19日

第1回部会 労働雇用政策室の主な事業について

就活ファクトリー東大阪の事業内容と実績について、他

平成30年11月下旬ごろ

第2回部会 就活ファクトリー東大阪の課題と今後の方策について

平成31年1月上旬ごろ

第3回部会 労働雇用部門会議意見書の承認